

今後のスケジュール（案）

平成 2 3 年

1 月～ 2 月 ・平成 24 年度以降の募集定員の
当面の取扱い（激変緩和措置）
について検討

3 月中 ・平成 24 年度以降の募集定員の
当面の取扱い（激変緩和措置）
について通知等により明確化

4 月末 ・平成 24 年度開始の研修プログ
ラム変更等の届出締切